不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:学校教育部教育総務課　№001

処　分　名	春日部市教育委員会会議の傍聴の不許可、禁止事項、退場
処分の概要	教育長は必要があると認めた場合に、傍聴の不許可、制限及び退場の措置命令を行います。
根拠条例等・条項	春日部市教育委員会傍聴規則（平成17年教育委員会規則第16号）第3条から第6条 春日部市教育委員会会議規則（平成17年教育委員会規則第15号）第18条第1項、第19条
処分基準	◎教育長は、以下の1から5に該当する場合には、傍聴人に対し傍聴の不許可、是正、退場、人数の制限及び会議の非公開の措置命令を行うことができます。 1　次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができません。 （1）めいていしていると認められる者 （2）会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者 （3）前2号のほか、教育長が傍聴を不適当と認める者 2　傍聴人は、次に掲げる行為をしてはいけません。 （1）みだりに傍聴席を離れること。 （2）私語、談話、拍手等をすること。 （3）議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。 （4）飲食又は喫煙すること。 （5）帽子をかぶること。 （6）許可なく写真、映画等を撮影し、又は録音等をすること。 （7）前各号のほか、会議の妨害となるような挙動をすること。 3　傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければなりません。 4　教育長は、傍聴席に余裕がないとき、又は会議運営上必要な場合には、傍聴人の人数を制限することができます。 5　会議は、教育長の許可を得て傍聴できるが、非公開としたときは、この限りではありません。
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成27年4月1日）
備　　考	

根拠条例及び関係例規等の抜粋	■春日部市教育委員会傍聴規則 第３条　次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴をすることができない。 （１）　めいていしていると認められる者 （２）　会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者 （３）　前２号のほか、教育長が傍聴を不適当と認める者 第４条　傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。 （１）　みだりに傍聴席を離れること。 （２）　私語、談話、拍手等をすること。 （３）　議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。 （４）　飲食又は喫煙すること。 （５）　帽子をかぶること。 （６）　許可なく写真、映画等を撮影し、又は録音等をすること。 （７）　前各号のほか、会議の妨害となるような挙動をすること。 第５条　傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。 第６条　教育長は、傍聴席に余裕がないとき、又は会議運営上必要な場合には、傍聴人の人数を制限することができる。 ■春日部市教育委員会会議規則 第 18 条　会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の３分の２以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。 第 19 条　会議は、教育長の許可を得て傍聴することができる。ただし、前条第１項の規定により、非公開としたときは、この限りでない。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:学校教育部教育総務課(市民文化会館)　№002

処　分　名	春日部市民文化会館の使用許可の取消し
処分の概要	春日部市民文化会館の使用許可について、規則違反や不正な手段により許可を受けたとき等に、使用条件の変更、使用の停止又は使用許可の取り消しを行います。
根拠条例等･条項	春日部市民文化会館条例（平成 17 年条例第 193 号）第８条 春日部市民文化会館条例施行規則（平成 17 年規則第 11 号）第 13 条
処分基準	◎教育委員会は、使用者が次の（１）から（３）のいずれかに該当するときは、その許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができます。 （１）　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 （２）　偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。 （３）　職員の指示に従わないとき。 （４）　<u>その他管理上特に必要</u>があるとき。 ・入館者数が施設の収容能力を超過して使用していた等、消防法上危険な場合 ・施設を著しく汚損させたり、衛生上支障がある場合 ・点検・補修等、施設の維持に係る作業を要する場合
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備　　考	

根拠条例及び関係例規等の抜粋	■春日部市民文化会館条例 第８条　教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。 （１）　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 （２）　偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。 （３）　職員の指示に従わないとき。 （４）　その他管理上特に必要があるとき。 ２　教育委員会は、使用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。 ■春日部市民文化会館条例施行規則 第13条　教育委員会は、使用者心得を別表第２のとおり定める。 別表第２（第13条関係） （使用者心得） （１）　使用時間を厳守すること。 （２）　各施設の収容定員を超えて入場させないこと。 （３）　会館内外で寄附、金品の募集、物品の販売又は陳列をするときは、事前に許可を受けること。 （４）　許可なくポスター、チラシ等を配布し、又は壁や柱等にはらないこと。 （５）　所定の場所以外で飲食や喫煙をしないこと。 （６）　許可なく撮影又は録音をしないこと。 （７）　騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかけないこと。 （８）　所定の場所以外に出入りしたり、使用許可を受けない設備等を使用しないこと。 （９）　他人に危険を及ぼし、又は迷惑となる物品を携帯したり、動物類を持ち込まないこと。 （10）　使用が許可され、必要がある場合は、消防署、警察署又は税務署等へ届出を行うこと。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:学校教育部教育総務課(市民文化会館)　№003

処　分　名	春日部市民文化会館への入館の制限
処分の概要	基準の要件を満たした場合、施設の秩序を維持するため、施設利用者の春日部市民文化会館への入館を制限することがあります。
根拠条例等・条項	春日部市民文化会館条例（平成 17 年条例第 193 号）第 14 条 春日部市民文化会館条例施行規則（平成 17 年規則第 11 号）第 13 条
処分基準	◎教育委員会は、会館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者に対して、春日部市民文化会館への入館を制限することがあります。 ・風俗を害し、騒音、振動、臭気等を発生させる使用で、これに対する対策が不十分な場合等、使用者や近隣住民等に不快感を与え、若しくは、生命、身体、財産に危険が及ぶおそれがある活動をする場合 ・他人に危険を及ぼし、又は迷惑となる物品を携帯したり、動物類を持ち込む場合 ・入館者数が施設の収容能力を超過することが予想される等、消防法上危険な場合 ・施設を著しく汚損させるおそれや衛生上支障がある場合 ・管理上必要な指示に従わない場合
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日
備　　考	

根拠条例及び関係条例等の抜粋	■春日部市民文化会館条例 （入館の禁止等） 第 14 条　教育委員会は、会館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。 ■春日部市民文化会館条例施行規則 第 13 条　教育委員会は、使用者心得を別表第２のとおり定める。 別表第２（第 13 条関係） （使用者心得） （１）　使用時間を厳守すること。 （２）　各施設の収容定員を超えて入場させないこと。 （３）　会館内外で寄附、金品の募集、物品の販売又は陳列をするときは、事前に許可を受けること。 （４）　許可なくポスター、チラシ等を配布し、又は壁や柱等にはらないこと。 （５）　所定の場所以外で飲食や喫煙をしないこと。 （６）　許可なく撮影又は録音をしないこと。 （７）　騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかけないこと。 （８）　所定の場所以外に出入りしたり、使用許可を受けない設備等を使用しないこと。 （９）　他人に危険を及ぼし、又は迷惑となる物品を携帯したり、動物類を持ち込まないこと。 （10）　使用が許可され、必要がある場合は、消防署、警察署又は税務署等へ届出を行うこと。